

生活援助従事者研修教科免除一覧

1 看護師等の資格を有する者

全 科 目

*ただし、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間（10年以上）を経ている者で、10年以内に在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験（就労日数：90日以上）のない者については、職場研修等を必要とすることとする。

*看護師等の資格を有する者の生活援助従事者研修修了認定については（様式1-2）による。

2 訪問介護に関する1級課程及び2級課程、実務者研修並びに初任者研修を修了している者

全 科 目

*ただし、修了してから相当の期間（10年以上）実務経験のない者については、職場研修等を必要とすることとする。

3 入門的研修課程を修了している者

一 部 科 目

*生活援助従事者研修教科免除表参照

4 介護に関する1年以上の実務経験を有する者

実 習

*業務従事期間が365日以上あり、現に就労した日数が180日以上あること。
ただし、10年以内に実務経験のない者については、認めない。

【職場研修について】

職場研修は、対象者を採用する権限を有する者（以下「事業主」という。）が、その責任において次の要件を満たす研修を行うものとする。

また、生活援助従事者研修を実施する研修機関で講義及び演習科目を受講した場合は、これに代えることができるることとする。

(1) 研修講師は、原則として、社会福祉士、介護福祉士の資格等を有する者とする。（資格取得後、5年以上の業務経験を有すること）

(2) 職場研修の内容は、下記に定める科目、時間数以上のものとする。

〔内容〕

①介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）

②介護の基本（3時間）

　1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携

　2. 介護職の職業倫理

③介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）

　1. 介護保険制度

　2. 障害者自立支援制度およびその他制度

(3) 研修のテキストは、市販されている介護職員初任者研修用のテキスト又は生活援助従事者研修用のテキストを使用するものとする。

(4) 講師はレジュメを作成するなど、対象者の理解を促すよう努めなければならない。

(5) 県は、研修の内容が適切でないときは、適切な内容となるように事業主を指導することができるものとする。